

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社C営業所において、バス運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、路線バス運転業務中、対向車線を走行していたトラックの左側ミラーが電柱に接触し、その反動によりトラックの右側ミラーが請求人の運転するバスに衝突（以下「本件事故」という。）して、その衝撃により請求人は首と腰に痛みが生じた。

その後、請求人によれば、本件事故の状況確認のため、運転席から窓を開け、後方に振り向いた際にも首と腰に痛みが走ったという。

請求人は、本件事故後、運行ルートを最後まで運転し、3日後の平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診して「頸部挫傷、腰部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を開始した。

請求人は、本件傷病を受傷したのは、本件事故が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病と業務との間には相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故により本件傷病を受傷したと主張するので、当審査会において改めて一件記録を精査したところ、本件事故時、トラックとバスは両者ともスピードが出ていないこと、接触箇所に大きな痕跡が残っていないこと及びバスの乗客や第二当事者に負傷者がいないことから、接触の衝撃はごく軽微なものであったと認められ、本件事故による接触の衝撃で本件傷病を受傷したものと認められないと判断する。

請求人は、審査請求に当たり、バスの窓からバスの側面後方の接触箇所を確認しようとして、「狭い運転席の小さな小窓から頭を出し、首を後ろに直角に曲げ、中腰で上半身を持ち上げ、腰をひねり四トントラックが逃げないか確認する際、痛みを感じた」、「(大柄な体格の請求人が) 座位の姿勢から首と腰を捻り180度後を見つづけるのは、緊急時でも危険で負傷しやすい。」と主張しているが、本件事故時のドライブレコーダー記録によれば、請求人が座ったまま首と体を真横にして窓から頭を出し、バスの側面を確認する姿は見てとれるものの、頸部腰部に著しい負荷が加わる動作とは認められない。また、当該確認後、請求人は痛みを覚えるようなそぶりを見せておらず、さらに、窓から頭を出してバスの側面を確認する動作は全く無理のない自然な動作であって、これが受傷機転とは認められない。

- (2) 上記(1)の本件事故の状況、請求人の通院歴等を併せ鑑みると、本件事故と本件傷病との間に医学的因果関係は認められないとするE医師の意見書及びF医師の鑑定意見書は妥当であり、医学的にみても、本件事故と本件傷病との間に相当因果関係は認められない。したがって、当審査会としても、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。
- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。